

平成18年10月から

# 障害者自立支援法が全面施行されます

障害者自立支援法は、障がいのある方が自立した生活がおくれるように支援し、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現していくための仕組みです。平成18年4月より、一部施行されていましたが、10月から全面施行となります。平成18年4月より、一部施行されていましたが、10月から全面施行となります。そこで、今月号と来月号、2回に分けて、10月から施行となる主なポイントについてお知らせします。

## 障がい福祉サービスの内容や利用の仕方が変わります

障がい福祉サービスには、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

障がい福祉サービスを利用するためには、事前に申請が必要となります。申請を市役所で受付けた後に、サービスを利用する方の心身の状況や生活環境等についての調査を市役所の職員等が行います。また、「介護給付」を

利用する方については、障害程度区分の認定を行います。その結果や利用者の要望をもとにサービスの支給量（サービスの種類やサービスを利用できる時間等）が決定され、サービスを利用する方は、サービス提供事業者と契約を交わしてサービスを利用します。

### 障がい福祉サービス

#### ◆ 介護給付

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・行動援護・療養介護・生活介護・児童デイサ

## 障害者自立支援法のサービス体系

